

TOTAL GOLF FITNESS 会員規約

第一章 総則

第1条(名称と所在地)

本規約の対象となるクラブは、TOTAL GOLF FITNESS(以下「本クラブ」という)と表記し、トータルゴルフフィットネスと呼称します。

所在地は、東京都新宿区四谷 4-25 におきます。

第2条(運営・管理)

本クラブの運営管理は、株式会社ADON(以下「会社」という)が行います。

第3条(目的)

本クラブは、本クラブの諸施設(以下「施設」という)を利用し、会員の心身の健康維持・増進、パフォーマンスの向上、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第二章 会員

第4条(会員制度)

本クラブは会員制であり、会員種別の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。

第5条(会員の資格条件)

本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約や細則その他会社が定める事を確認の上、これらを遵守する事を承諾した方で、次の各号全てに該当し、かつ、第6条により登録手続きを完了した方とします。

- (1) 健康状態が本クラブの施設の利用に支障のない方。
- (2) 満16歳以上の方。(ただし、保護者同伴であれば、15歳以下も認める)
- (3) 刺青をしていない方。
- (4) 暴力団およびそれに類する組織、もしくはその構成員と認められない方。
- (5) その他会社が適当と認めた方。

第6条(入会手続)

本クラブに入会を希望する方(以下「入会希望者」という)は、会社所定の申込手続きを行い、会社の承諾を得るとともに会社の定める諸費用を支払うものとします。但し、未成年者が入会しようとする場合は、本人と保護者の連署にて会社所定の申込手続きを行うものとします。

第7条(納入された入会金・会費の処理)

支払われた入会金・年会費・月会費は、理由の如何を問わず、会社は一切返還しないものとします。

第8条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を失うものとします。
この場合、本クラブに属する日を含む月までの会費等その他未納金がある場合これらをただちに完納するものとします。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員が除名したとき

第9条(資格の停止及び除名)

会社は、会員が次の各号の一に該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができるものとします。

- (1) 会費その他支払いを滞納したとき。
- (2) 本規約、細則その他、会社が定める規則に違反したとき。
- (3) 入会に際して虚偽の申告をしたとき。
- (4) 会員証を第三者に使用させる等の不正を行ったとき。
- (5) 施設内で会社の承諾なくして営利行為を行ったとき。
- (6) 施設等を故意または過失により破損したとき。
- (7) その他、会員として相応しくないといふ会社が認めたとき。

第10条(退会)

会員が本クラブを退会する場合は、会社所定の退会手続きを希望退会月の前月5日までに行うものとし、会費等その他未納金がある場合には、これを直ちに完納するものとします。

第11条(休会)

会員が本クラブの利用休止を希望する場合は、会社所定の休会手続きを希望休会月の前月5日までに申請し、会社の承認を得るものとします。

休会期間は、6か月から最長2年間とし、2年を経過し復帰しない場合は、退会となります。

休会中は月会費の支払いは免除とします。

第12条(責任事項)

1. 会社は、その責任に帰すべき事由による場合を除き、施設内で会員に発生した傷害、紛失・盗難等のその他の事故については一切の責任を負わないものとします。
2. 会員は、本クラブの利用中に、自己の責に帰すべき事由により、会社やクラブまたは第三者に損害を与えた場合は速やかにその損害を賠償するものとします。

第三章 その他

第13条(施設の廃止、利用の制限)

天災地変、法令の制定改革、行政指導、社会情勢、会社経営上の都合、その他やむを得ない事由が発生した場合、会社は施設全部または一部を廃止、もしくは本クラブの利用を制限することができるものとします。

会社は、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、本クラブは解散し、会員はその資格を失うものとします。この場合、会社は会員に対し特別の補償は一切行わないものとします。

第14条(料金の改定)

会社は、入会金、会費、その他の料金を社会情勢、経済状況の著しい変化、または会社の経営上の都合により、随時これらを改定することができるものとします。

第15条(細則等)

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとします。

第16条(規約の改定及び効力)

会社は、随時本規約を改定することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。会員は、規約の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

付則

本規約は平成19年7月3日より発効します。

TOTAL GOLF FITNESS 細則

第1条(入会金、会費、その他料金等)

TOTAL GOLF FITNESS(以下「本クラブ」といいます)の定める入会金、会費ならびにその他料金は、別に定めるものとします。

第2条(入会金等の支払い)

入会時に入会金ならびに月会費2ヶ月分を、本クラブの指定する方法・期限内に支払うものとします。

第3条(会費等の支払い)

会員の会費等の支払いは、原則的に民間金融機関の預金口座振替によるものとします。月会費は、翌月分を当月20日(当日が休業日のときは翌営業日)の口座振替による支払いとします。

第4条(申請)

会員は、退会ならびに会員種別等を変更する場合は、その希望月の前月5日までに会社所定の申請書を提出するものとします。

第5条(施設利用の範囲)

会員は、本クラブ内の全施設を利用できるものとします。ただし、施設内の特定の場所により、会社は会員に予約を求めるほか、その利用時間を制限することがあるものとします。

第6条(営業時間)

本クラブの営業時間は、午前9時00分から午後9時30分まで(土・日・祝祭日は午前10時00分から午後8時30分まで)とします。会社は、この営業時間を臨時に変更することができるものとします。

第7条(休業日)

会社は、施設点検や補修ならびに改造等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設内に掲示または通知した上、臨時に休業日を設け、または利用制限することができるものとします。また、年末年始、夏季等の季節休業日については、別途掲示または通知するものとします。

第8条(消費税等)

本クラブに係わる入会金、会費ならびにその他の料金は、全て内税方式とし、総額表示方式とします。

第9条(細則の改定及び効力)

会社は、社会情勢、経済状況の著しい変化、会社経営上の都合、その他やむを得ない事由により、随時本細則を改定することができるものと、その効力は全てに及ぶものとします。会員は、細則の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をできないものとします。

付則

本細則は、平成19年7月3日より発効します。

TOTAL GOLF FITNESS 施設利用約款

第1条(約款の適用)

TOTAL GOLF FITNESS (以下「本クラブ」といいます)を利用する方(以下「利用者」といいます)は、本約款に従って施設を利用するものとします。

第2条(利用の方法)

本クラブの利用者は、利用当日フロントにおいて会員証を提出するものとします。施設を利用するにあたり、会社の承諾を得て会員以外の方(以下「ビジター」といいます)を同伴することができるものとし、この場合、当日フロントにおいて所定の用紙に署名するものとします。

第3条(利用の制限)

本クラブは、次の場合、その都度又は将来にわたりご利用をお断りすることがあります。

- (1) 利用状況が本約款によらないとき。
- (2) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病その他これに類する疾病の方。
- (3) 酒気を帯びていると認められる方。
- (4) 利用者が集団的または常習的に暴力的不正行為を行う恐れがあると認められるとき、ならびにその他公の秩序又は善良なる風俗に反する行為をなす恐れがある方と認められるとき。
- (5) 無許可の写真・ビデオ撮影・録画等をされる方
- (6) 他の利用者に迷惑をかける恐れがある方。
- (7) その他の理由により、本クラブを利用することが好ましくないことが認められたとき。

第4条(利用料金等)

利用者は、本クラブの定めるところにより利用料金が発生する場合は、所定の利用料金などを本クラブの定めた方法により支払うものとします。

第5条(貴重品および携帯品の管理)

貴重品およびその他携帯品については、利用者自らの責任において管理するものとし、会社は一切その責任を負わないものとします。

第6条(自己責任とマナーの遵守)

利用者は、本クラブの施設を利用するにあたり、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り自己の責任において利用するものとします。

第7条(禁煙)

本クラブ内は、全館禁煙とします。

第8条(第三者に対する賠償請求)

利用者が本クラブを利用中に、他の利用者または第三者から傷害その他損害を受けた場合、その損害賠償はその相手方に直接請求するものとし、本クラブに対しては責任追求を行わないものとします。

第9条(本クラブへの損害)

利用者は、故意または過失により、本クラブまたは施設に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第10条(本クラブへの持ち込み禁止品)

利用者は、本クラブに次のものを持ち込むことはできないものとします。

- (1) 悪臭を放つもの。
- (2) 鉄砲・刀剣類。
- (3) 発火、爆発の恐れがあるもの。
- (4) 騒音を発するもの。
- (5) その他、本クラブが別途定めるもの。

第11条(禁止される行為)

利用者は、本クラブ内で次の行為をすることができないものとします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の営業行為。
- (3) クラブ内販売物以外の飲食行為。
- (4) その他、他人に迷惑を及ぼす行為または不快感を与える行為。

第12条(諸規則の遵守)

利用者は、本約款、規約、細則および本クラブの館内告知による支持を遵守するものとします。

第13条(約款の改定)

本クラブは、随時本約款を改訂することができるものとします。

施行

本約款は、平成19年7月3日より発効します。

プライバシーポリシー

当クラブは個人情報保護に関し、お客様に安心してご利用頂けるようにプライバシーポリシーを定め、それに従い、厳重に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の取得

当クラブは、お客様から個人情報をご提供いただく場合には、その個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という)をあらかじめ明示致します。

2. 個人情報の利用目的

当クラブは、お客様から提供いただいた個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。

- お電話や電子メールでのご予約、チェックイン時等にお客様登録をする場合
- メール配信、会報誌等発送、イベント等のお知らせなどサービスを提供する場合
- お客様と連絡をとる必要が生じた場合

また、お客様へのサービス提供向上等の目的で、それ以外の情報をご質問させていただく場合がございますが、その場合はあらかじめその目的を明確に致します。

3. 個人情報の第三者への開示

当クラブは、お客様からご提供いただいた個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、如何なる第三者にも開示致しません。

- お客様の同意がある場合
- 法令等により、関係機関より開示を求められた場合
- 上記のうち、お客様個人を認識することができない状態で開示する場合